

肝がん・重度肝硬変の入院医療費… 助成の手続きをお忘れなく

忘れずにネ



奈良版

助成手続きは、助成を受けようとする月までにすませておく必要があります（いつから助成が受けられるのかは表面参照）。入院治療を受けて「高額療養費」が支給される時に医療機関で相談し、新しい助成制度の対象になりそうなときは、順番に手続きをすすめておきましょう。



1

入院が増えそうなときは、 病院で「入院記録票」を受けとりましょう。

入院関係医療費の自己負担額が「高額療養費」の限度額をこえた月数を「カウント」とよび、「入院記録票」はこの「カウント」を証明するために必要な書類です。交付を受けた後は、入院ごとに指定医療機関で記入してもらいます。



2

直近の1年間において カウント 入院月数が3か月を超える可能性のあるとき、 「個人票」を作成してもらいましょう。

奈良県への申請に必要な「診断書」が「臨床調査個人票」（略称「個人票」）です。指定医療機関の主治医の先生に作成してもらいます。同じ用紙に研究協力の「同意書」の欄がありますので、説明をうけて「同意書」にもサインをしてください。



3

県から「参加者証」を受けとりましょう。 →4か月目の入院から窓口負担が軽減されます。

カウントが3か月になったら、県（お住まいの市町村を管轄する保健所）に助成を申請します（必要書類は囲み参照）。対象者と認定されると「参加者証」が発行されます。助成を受けるときに指定医療機関で提示してください。

申請に必要な書類

※年齢、加入保険等により異なります。詳しくは奈良県にお尋ね下さい。

- 申請書（指定医療機関で配布）
- 臨床調査個人票と同意書（更新手続きには不要） ※上記②
- 入院記録票（写） ※上記①
（入院関係医療費の自己負担額が高額療養費算定基準額をこえた月が過去12か月で既に3か月以上ある[=カウントが3/12以上]と記載されていること）
- 住民票（写）
- 健康保険証・高齢受給者証（写）
- 健康保険の限度額適用認定証等（写）
- 保険者からの情報提供にかかる同意書
- 課税・非課税証明書類

詳しくはこちらへ

※助成の申請先は、病院の所在地ではなく、お住まいの市町村を管轄する保健所になります。

奈良市保健所	奈良市三条本町13番1号	0742-93-8397
郡山保健所	大和郡山市満願寺町60-1	0743-51-0194
中和保健所	橿原市常盤町605-5	0744-48-3037
吉野保健所	吉野郡下市町新住15-3	0747-52-0551
内吉野保健所	五條市本町3-1-13	0747-22-3051

奈良県福祉医療部疾病対策課感染症係
奈良市登大路町30 0742-27-8612



各都道府県の担当課リストはこちら→

<https://bkan-tokyo.com/news/column/post/3216>